南アルプス国立公園自然環境保全連絡協議会規約

南アルプス国立公園自然環境保全連絡協議会規約

（名称）
第１条　本協議会は「南アルプス国立公園自然環境保全連絡協議会」と称する。

（目的）
第２条　本会は、南アルプス国立公園における自然個環境の保全に資することを目的とする。

（組織）
第３条　本会は長野県、静岡県及び山梨県の自然環境の保全を所管する課長で構成する。ただし、必要に応じて国、市町村等にも会議への参加を求めることができる。

（協議事項）
第４条　本会は、次に掲げる事項について、情報交換、意見交換、協議等を行う。
(1) 南アルプス国立公園における自然環境の保全に関する事項
(2) 南アルプス国立公園に関する広域的な事業に関する事項
(3) その他南アルプス国立公園に関する事項

（事務局）
第５条　事務局は、第３条に規定する県の所管課の持ち回りとする。
２　事務局は、構成県等との連絡及び関係事務の取りまとめを行う。

（会議）
第６条　本会は、会議を年１回開催する。ただし、必要に応じ臨時会議を開くことができる。

付則　本会は、昭和４０年　１月２５日から設立する。

平成２２年１１月２６日一部改正

平成２５年１１月１５日一部改正

南アルプス国立公園　南アルプス生態系維持回復事業計画

南アルプス国立公園

南アルプス生態系維持回復事業計画

平成 23 年 9 月 30 日

農林水産省
環　境　省

南アルプス国立公園　南アルプス生態系維持回復事業計画

1．生態系維持回復事業計画の名称
南アルプス国立公園　南アルプス生態系維持回復事業計画

2．生態系維持回復事業計画の策定者
農林水産省、環境省

3．生態系維持回復事業計画の計画期間
平成23年9月30日から平成28年3月31日までとする

4．生態系維持回復事業の目標
南アルプス国立公園は北岳、赤石岳を代表とする3,000メートル級の山々が連なり、豊かな自然と美しい自然景観を有する日本を代表する山岳地域である。その主要部分を占める高山帯及び亜高山帯には、厳しい自然環境に適応した動植物が生息及び生育しており、それらには氷河期の遺存種、固有種、希少種、分布の南限種等（以下、「固有種等」という。）も多く、生物多様性保全の観点からも重要な地域である。
しかし、1990年代末から、ニホンジカの生息域の拡大、個体数の増加により高山帯の高山多年生草本群落、「お花畑」と呼ばれる亜高山帯の高茎草本群落等の植生においてニホンジカの採食圧による影響が報告されるようになり、その後の10年間で急速にその影響が拡大し、高山帯及び亜高山帯の植生に対する採食圧の影響は深刻化している。南アルプス国立公園の高山帯及び亜高山帯は過去にニホンジカによる影響をほとんど受けておらず、ニホンジカの過剰な採食圧等の環境の変化に対して脆弱であり、一度衰退するとその回復に長い年月を要する。また、植生の衰退は、高山帯及び亜高山帯を生息域とする動物の生息環境の劣化をもたらす。現在、ニホンジカによる深刻な影響を防止するために早急な対策が必要な段階にあるとともに、今後、影響がより拡大する可能性を念頭において対策を進めることが重要となっている。
本事業では、ニホンジカの影響が及ぶ以前の植生である1980年代の植生を目安として、南アルプス国立公園の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5．生態系維持回復事業を行う区域
南アルプス国立公園全域

6．生態系維持回復事業の内容
（1）生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）
南アルプスの生態系を特徴づける固有種等の植物で構成される植生の状況、攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査等を実施し、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。
①植物の生育状況の把握
ニホンジカの採食圧等による植生への影響を把握するため、固定調査区での植生調査、登山道踏査による調査等を定期的に実施する。
②ニホンジカの生息状況等の把握
ニホンジカの推定生息数、増減傾向、分布域、移動経路等の行動特性等を把握するため、自動撮影、発信機の装着等による調査を実施する。
③動物の生息状況の把握
生物多様性保全の観点から、ニホンジカの採食圧、分布域の拡大等による生態系への影響を把握するため、動物相の変化、動物の生息状況等の調査を実施する。
④土壌侵食の状況の把握
ニホンジカの採食圧及び踏圧等に伴う土壌侵食の状況の調査及び分析を実施する。

（2）生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
ニホンジカによる高山帯及び亜高山帯の生態系への影響を低減させるため、銃器、くくりわな等によるニホンジカの捕獲を実施する。
また、ニホンジカの採食圧から植生を保護し、回復させるため、上記（1）により把握した植物の生育状況及びニホンジカの生息状況を踏まえ、植生保護柵（防鹿柵）、樹木保護ネット等を設置し、適切に管理する。ニホンジカの採食圧の影響により変化した植生において増加した不嗜好性植物については、必要に応じて原植生回復のため除去作業を実施する。
なお、ニホンジカの捕獲、植生保護柵（防鹿柵）の設置等に際しては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めることに努める。

（3）動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
①　土壌侵食等への対策
ニホンジカの採食圧及び踏圧等により裸地化した箇所について、ネット、土留め等による土壌侵食の抑制を行った上で、自然回復又は生育地内での移植、播種による植生回復等を検討し、実施する。
②　ニホンジカの増加につながる環境の改善
道路の法面、伐採跡地、牧草地等は、ニホンジカの餌場となり個体数の増加につながる可能性が高いため、これらの環境の改善について検討するとともに管理者に協力を働き掛ける。

（4）生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
ニホンジカによる採食圧等により絶滅するおそれがある植物種について、必要に応じて、生息域外保全及び野生復帰等の取組を検討し、実施する。
生息域外保全については、その目的、目標、実行可能性等について十分に検討を行い、野生復帰を行う場合には「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等を踏まえ、遺伝的多様性の攪乱等について留意する。

（５）生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

高山帯及び亜高山帯の生態系の重要性及び脆弱性、固有種等の希少性及び保全の意義、ニホンジカによる生態系への影響の状況、ニホンジカの捕獲及び植生保護柵（防鹿柵）の設置等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット、パンフレット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

（６）前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

対策の効果を適正に評価するためのモニタリング手法等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を行う。また、ニホンジカの捕獲を推進するため、捕獲したニホンジカの食肉利用等の推進を検討する。

７．生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

（１）生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

順応的な考え方の下に対策を実施していくため、対策の実施状況、モニタリング結果等を総括的に検証し、本事業計画の見直しを行うものとする。見直しは５年を目途に行うこととするが、期間内であっても必要があると認められる場合には見直しを妨げないこととする。

（２）生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

事業の実施に当たっては、「鳥獣保護事業計画」、「特定鳥獣保護管理計画」、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき関係市町村が策定した「鳥獣被害防止計画」、南アルプス高山植物等保全対策連絡会が策定した「南アルプスニホンジカ対策方針」との整合を図る。

また、国有林野の管理経営計画に関する法律に基づき中部森林管理局長が策定した「地域管理経営計画（伊那谷森林計画区）」等との整合を図る。

本事業対象地域外の移動経路及び越冬地における狩猟並びに個体数調整の促進を図るなど、地方公共団体を始めとした関係者と連携して実施する。

（３）生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は「南アルプス高山植物等保全対策連絡会」等を活用して本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携及び協力して必要な事業を実施するものとする。

また、他機関による国立公園外における対策とも連携、調整を図るものとする。

南アルプス高山植物等保全対策連絡会について

南アルプス高山植物等保全対策連絡会について

（目的）

この連絡会は、長野県、山梨県、静岡県の３県にまたがる南アルプス国立公園及びその隣接地域における高山植物等の保全対策について、関係行政機関間で情報を共有することにより、効率的かつ効果的な取組を推進することを目的とする。

（協議事項）

本連絡会は、南アルプス国立公園及び隣接する地域における高山植物等保全対策に関し、次に掲げる事項について情報交換を行う。

１．各構成機関の取組及びその効果に関すること
２．各構成機関が収集した知見に関すること
３．その他関係事項

（構成）

連絡会は、以下に掲げる構成機関をもって構成する。

環境省関東地方環境事務所国立公園・保全整備課
環境省南アルプス自然保護官事務所
中部森林管理局指導普及課
南信森林管理署
長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室
長野県環境部自然保護課
飯田市産業経済部林務課
飯田市水道環境部環境課
伊那市産業振興部耕地林務課
大鹿村産業建設課
富士見町産業課
山梨県森林環境部みどり自然課
韮崎市農林課
早川町振興課
北杜市産業観光部林政課
南アルプス市農林商工部みどり自然課
静岡県くらし・環境部環境局自然保護課
川根本町商工観光課
静岡市環境局環境創造部清流の都創造課

南アルプス高山植物等保全対策連絡会について

静岡市経済局農林水産部中山間地振興課

また、上記以外の南アルプス国立公園高山植物等保全に関係する団体については、必要に応じてオブザーバーとして参加し、発言することができる。

（組織）
連絡会は、構成機関の担当者をもって組織する。

（会議）
会議は、年１回程度開催する。

（事務局）
事務局は、環境省関東地方環境事務所南アルプス自然保護官事務所に設置する。

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針

平成２３年３月３１日
南アルプス高山植物等保全対策連絡会　策定

１．背景及び目的

南アルプスは3,000m級の山々が連なり、豊かな自然と美しい自然景観を有する日本を代表する山岳地域である。その主要部分を占める高山・亜高山帯には、厳しい自然環境に適応した生物が生息しており、それらには氷河期の遺存種、固有種、希少種や南限種等（以下「固有種等」）も多く、生物多様性保全の観点からも重要な地域である。

しかし、1990年代末から、ニホンジカによる「お花畑」への影響が報告されるようになり、その後の10年間で急速に影響が拡大し、深刻化している。このようなニホンジカによる植物相及び植生への影響は全国各地で過去に例を見ない速度で進んでおり、今後も拡大する可能性が高い。

高山・亜高山帯の生態系を構成する植物は環境の変化に対して脆弱であり、さらに過去にシカの採食による影響をほとんど受けておらず、一度衰退するとその回復に長い年月を要する。また、植物相及び植生の衰退は、高山・亜高山帯を生息場所とする動物の生息環境の劣化となる。現在、ニホンジカによる不可逆的な影響を防止するために早急な対策が必要な段階にあるとともに、今後、影響がより拡大する可能性を念頭において対策を進めることが重要となっている。

これを踏まえ、ニホンジカによる植物相及び植生への影響に対する保全対策を推進し、もって南アルプスの生態系の保全を図るため、本対策方針を策定するものである。

２．保全対象

南アルプス国立公園の優れた景観を構成する高山帯･亜高山帯の生態系を保全対象とする。

３．対策実施対象区域

４．対策の目標

ニホンジカによる植物相及び植生への影響に応じて保全対策を講ずるため、既にニホンジカの影響が及んでいる植生と及んでいない植生のそれぞれについて、以下のとおり保全目標を定める。

①既にニホンジカの影響が及んでいる植生

【現在進行しているニホンジカによる植生への影響の低減】

ニホンジカの影響が及ぶ以前に成立していた植生の構成種の数、その被度・草丈等に低下が生じている場所において、影響の低減により植生の復元を図る。

【ニホンジカの影響により既に消失した植生の復元】

ニホンジカの影響により、植生が消失したり、その結果裸地化し、土壌侵食が生じているような場所において適切な対策を行い植生の復元を図る。

植生の復元についての具体的な目標は以下のとおりとする。

ニホンジカの影響が及ぶ以前の植生である1980年代の植生を目安として復元を目指す。植生の復元によって高山・亜高山帯の生態系の保全を図る。

特に現在強い影響が及んでいる「お花畑」と呼ばれる亜高山帯の高茎草本群落、高山帯の高山多年生草本群落等の復元目標としては、それぞれの場所に適応した様々な高山植物が生育し、多様性が保たれていた状態を目指す。

②ニホンジカの影響が及んでいない植生

【ニホンジカによる影響が及んでいない植生への保全の観点からの予防的な措置】

ニホンジカによる影響はまだ及んでいないが、固有種等の生育地やその地域を代表する植生があり、今後、影響が及ぶ可能性が高い場所において、予防的な保全対策を施す。

５．対策の実施方針

（１）生態系の状況の把握及び監視

南アルプスの生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるニホンジカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的にモニタリングする。

①植物相及び植生の監視

ニホンジカの影響を監視するため、植物相及び植生についての固定調査区での継続調査

や登山道踏査による調査等、定期的な調査を行う。

②ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの生息状況や移動経路等を把握するため、ＧＰＳテレメトリー、ライトセンサス、赤外線センサーカメラを用いた調査等を行う。

（２）ニホンジカの防除

①個体数管理

ニホンジカによる高山・亜高山帯の植生への影響を低減させるため、この地域からニホンジカを可能な限り排除することを目指し、捕獲を実施する。本来のニホンジカの生息地域である亜高山帯より低標高地においても、特定鳥獣保護管理計画等に基づき県や市町村等が実施している個体数管理事業と連携して実施する。

②防鹿柵

上記（１）により把握した植物相及び植生の状況及びニホンジカ生息状況を踏まえ、防鹿柵の設置による対策を行う。

柵の耐久年数やメンテナンスの必要性、地形等により設置場所が制限されることから短中期的に取り組む局所的対策であり、植生の保全を図るための予防的、緊急的措置として位置づける。

（３）環境の改善

①土壌侵食等への対策

ニホンジカの採食圧により裸地化した箇所について、ネットや土留め等による土壌侵食の抑制を行った上で、自然回復又は移植や播種による植生回復等を検討及び実施する。

②ニホンジカの増加防止のための環境の改善

道路の法面や伐採跡地、牧草地等は、ニホンジカの餌場となり個体数の増加につながる可能性が高いため、これらの改善について検討を行うとともに管理者へ働きかける。

（４）生態系の維持回復に必要な動植物の保護増殖

南アルプスには固有種等が多く、また特殊な地質に生育する特殊な植物も多く見られる。これらは自然条件下における生息域内保全が原則である。しかし、（２）（３）の対策を実施した上でも生息域内での存続が危ぶまれる場合には、専門家の指導・協力を得て移植又は生息域外保全を慎重に検討、実施する。

（５）普及啓発

地域住民や登山者に対し、下記の内容に関する普及啓発を進め、対策への理解と協力を働き掛ける。

①高山・亜高山帯の生態系の重要性、脆弱性や高山植物の希少性、保全の意義

②ニホンジカによる植生、植物相への影響の状況
③防鹿柵設置・ニホンジカ捕獲等の対策

（６）その他
対策の実施にあたっては別紙の留意事項を踏まえるものとする。

６．実施体制
連絡会構成機関は、本対策方針を踏まえ、優先順位を検討しつつ対策の実現を図ることとする。
その際、南アルプス高山植物等保全対策連絡会の場を活用して、対策に係る情報を共有し、連携及び協力して必要な対策を推進することとする。

（１）連絡会構成機関の役割分担
本対策方針に基づく対策における連絡会構成機関の役割は、次のとおりとする。
①　環境省
南アルプス国立公園の保護管理を適切に行う立場から、次の項目のとおり、連絡会構成機関等と連携しつつ対策の推進を図る。
・南アルプス高山植物等保全対策連絡会の運営を通じた連絡会構成機関の情報交換及び連携の確保
・南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針の策定と見直しの中心的役割
・植物相及び植生の状況の監視及びニホンジカの生息状況等の把握
・調査で得られたデータの連絡会構成機関等への情報提供
・南アルプス国立公園におけるニホンジカ個体数管理の積極的実施
・南アルプス国立公園における防鹿柵設置による対策の実施
・その他必要な対策の実施
②　林野庁
南アルプス及び周辺の国有林を含む地域の高山植物等の保全を行うため、次の項目のとおり南アルプス食害対策協議会等と連携しつつ対策を推進する。
・国有林及び周辺地域におけるニホンジカ個体数管理の積極的実施
・国有林及び周辺地域における防鹿柵、樹木保護ネット等の設置
・国有林内におけるニホンジカ行動調査、植物・昆虫・土壌等の生物多様性調査の実施
・調査で得られたデータの連絡会構成機関等への情報提供
・その他必要な対策の実施
③　県
・南アルプス国立公園及びその隣接地域におけるニホンジカの個体数管理の積極的実施や

南アルプス国立公園及びその隣接地域における狩猟の促進等を内容に含む特定鳥獣保護管理計画等の策定（全県的な計画へ盛り込むことを含む）の推進
・国、関係市町村等と連携し、特定鳥獣保護管理計画等に基づく対策の推進
・南アルプス国立公園及びその隣接地域におけるニホンジカの個体数管理の積極的実施
・植物相及び植生の状況の監視、ニホンジカ生息状況の把握、調査で得られたデータの連絡会構成機関等への情報提供、防鹿柵の設置等について連絡会構成機関と連携、推進

④　市町村
・県の保護管理計画や、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が策定する鳥獣被害防止計画等に基づき、国、関係県等と連携しながら、南アルプス国立公園周辺域を中心にニホンジカ捕獲について実効的役割を果たす。

（２）研究者及び研究機関等との連携
ニホンジカの生態や植生への影響等に関する調査を行う研究者及び研究機関との連携を図り、より効果的なニホンジカ対策を推進する。

（３）関連する計画との連携
対策の実施にあたっては、関係県が策定する鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画、関係市町村が策定する鳥獣被害防止計画等との整合を図り実施する。

（４）方針の見直し
順応的な考え方のもとに対策を実施していくため、対策の実施状況やモニタリング結果等を総括的に検証し、本対策方針の見直しを行うものとする。見直しは５年を目途に行うこととするが、期間内であっても必要があると認められる場合には見直しを妨げないこととする。

７．その他
対策を着実に推進するため、本対策方針のもとに対策実施計画を策定すること等について検討する。

*本方針は、平成20年度南アルプス国立公園高山植物等保全対策検討会委員（座長：増沢武弘　静岡大学理学部教授）の確認を経て作成した。

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針（別紙）

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針　別紙

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針５．対策の実施方針（６）その他に定める留意事項は次の通りとする。

１．保全対象地の選定について

具体の保全対象地の選定にあたっては、固有種等の生育地である場所、典型的な「お花畑」が成立している場所、ニホンジカの影響により土壌侵食が生じている場所等の中から、専門家等の意見を踏まえて選定した下の場所を、特に優先的な保全対象地として検討する。

対象地はニホンジカの影響段階に応じて（１）～（３）の通り区分して示す。

なおここに示すのは保全対象地であり、対策実施区域とは異なることに留意が必要である。

（１）　ニホンジカの影響が及んでいるが、現在であれば保全を優先すべき植生の復元の可能性が高い場所
仙丈ケ岳山頂（南部）
小仙丈カール周辺
仙丈ケ岳馬ノ背周辺
地蔵岳（赤抜きの頭分岐下部）
北岳（草すべり周辺、旧北岳山荘周辺）
熊ノ平（小屋北側）
北荒川岳（東斜面、西斜面）
三伏峠から烏帽子岳周辺
荒川岳（荒川小屋上部）
百間洞
聖平周辺（聖平、薊畑）
茶臼岳（小屋周辺、北稜線）
光岳（小屋周辺、センジヶ原）

（２）　ニホンジカの影響により、既に植生が完全に変化、または植生が消失し裸地化して土壌侵食が生じている場所
薮沢上流部から馬ノ背
農鳥小屋（水場）
塩見岳の南東斜面
聖平周辺（薊畑分岐箇所）

（３）　ニホンジカの影響が及んでおらず、保全を優先すべき植生が残っており、今後、影響を受ける可能性が高い場所
仙丈ケ岳山頂（北部）
北岳（二俣、白根御池小屋周辺、北岳肩の小屋周辺、南東斜面）
中白根山
西農鳥岳
千枚小屋周辺
荒川岳（前岳～中岳）の南斜面
上河内岳

２．各対策の実施について

各対策の実施にあたっては次の事項に留意する。

括弧内の数字は本文と対応している。

（２）ニホンジカの防除

①　個体数管理

ⅰ　捕獲時の配慮

特に夏季に高山帯及び亜高山帯を利用するニホンジカを積極的に捕獲することが重要であるが、高山帯等で捕獲するのは困難が伴う。

このため、ニホンジカの生息状況や移動経路等を踏まえ、春季及び冬季に高山帯等から低標高地へ移動するニホンジカの移動の中継地や越冬地等での捕獲を積極的に行うとともに、高山帯や亜高山帯での捕獲が可能な場合にはこれに努める。

また、ニホンジカの移動範囲が市町村域、県域を越え、広範囲な捕獲が必要なため、猟友会等の協力を得ながら行政界を越えて連携した捕獲に努める。

なお、捕獲は植生への影響、利用者等の安全性の確保に配慮して実施する。

ⅱ　モニタリングの実施

ニホンジカの捕獲効果の評価や捕獲効率の向上を図るため、捕獲状況及び捕獲後の生息状況等についてモニタリング調査を行い、必要に応じて捕獲方法等の見直しについて検討する。

②　防鹿柵

ⅰ　設置場所の考え方

防鹿柵の設置場所の考え方は以下のとおりとする。

ニホンジカの影響が及んでおらず、保全を優先すべき植生が残っており、今後、影響を受ける可能性が高い場所に防鹿柵を設置することにより、植生保全のための予防

的措置をとる。

ニホンジカの影響が及んでいるが、現在であれば、保全を優先すべき植生の復元の可能性が高い場所に防鹿柵を設置することにより、植生の復元を図る。ニホンジカの嗜好性が低い植物や採食耐性が高い植物が増加・繁茂し、他の植物の生長を妨げている場合には、必要に応じて刈り取り等の植生管理を検討する。

ニホンジカの影響により、植生が消失し裸地化して土壌侵食が生じている場所に土壌侵食対策を施し、必要に応じて防鹿柵を設置することにより、土壌侵食を防ぎ、植生の復元を図る。

ii　設置方法

高山という厳しい環境に設置することを踏まえ、特に風雪に対して耐久性の高い防鹿柵を設置する。風雪や斜面の積雪による過重負荷から柵の損傷を防ぐため、必要に応じ冬季に防鹿柵を外すことを検討する。加えて、土砂や降雨、風雪により防鹿柵が壊れる可能性を下げるため、設置に際しては地形に留意する。

防鹿柵は、ニホンジカの侵入を防ぐために、高さ、ネット・金網の強度に留意し、柵下部からのもぐり込みを防止する構造とする。

また、ニホンジカやカモシカ、ライチョウ等の動物が防鹿柵に絡まったり、そのことより防鹿柵が損傷することを防ぐため、ネットや金網の色、網目の大きさ、材質等に配慮するとともに、動物の移動経路を確保するように設置する。

防鹿柵設置に際しては、設置場所及びその周辺の植生に影響を与えないように配慮する。

案内パネル、ポスターまたはチラシ等により柵の設置目的等の説明に努める。

国立公園にあっては柵の更新や撤去に伴い生じる不要な資材は基本的に公園外に搬出して適切に処分する。

iii　規格・色彩等

国立公園内に設置する防鹿柵については、景観に配慮するため、色彩等が景観と不調和でないことに留意するとともに、可能な限り規格を統一することを検討する。ただし、各種動物のネットへの絡まりが懸念される場合にはその対策に配慮する。

国立公園外においても可能な限りこれらのことに配慮する。

iv　メンテナンスの実施

防鹿柵設置後、定期的な点検を実施し、必要に応じてメンテナンスを行う。

v　モニタリングの実施

防鹿柵の効果、植生の状況を把握するため、モニタリング調査を定期的に実施する。

（３）環境の改善

①　土壌侵食等への対策

i　方法

イ　ネット等の設置

ネットやマット、シート等を施工することにより、土壌の移動を防ぎ、土壌侵食を防ぐ。

ネット等の素材には、麻やココヤシ等の天然素材と合成素材がある。景観や施工場所の環境を大きく改変しないように、景観に配慮した色合いや自然分解する素材を使用することが望ましい。しかし、合成素材は時間が経過してもその効果に変化がないのに対し、天然素材は時間の経過とともに土壌侵食の抑制効果が小さくなることを考慮する必要がある。

ロ　土留め

木材や岩石による土留めがあり、いずれの場合も材料を現地で調達することが望ましいが、確保が困難な場所もあるため、環境に配慮しつつ規格化された材料を使用することも検討する。

岩石による土留めは耐久性が高いが、高山・亜高山帯への岩石の運搬にはヘリコプターを使用するため、多大な費用が必要である。また、低地から岩石を運び入れる場合には、現地の岩質とは異なる岩石が用いられる可能性がある。

ハ　植物の移植

土壌侵食を防止する対策を行った上で、自然条件下での植生の回復が望めない場合には、植生をより積極的に復元させる必要があるかについて検討する。積極的な復元が必要であると判断された場合は、現地で採集した植物の移植、現地に生育する植物の種子による播種を検討する。この場合、個体や種子を採集する個体群への影響や、生育地の生態系にも悪影響を与えないように十分配慮する。

移植に際しては、次項の「（４）生態系の維持回復に必要な動植物の保護増殖」と同様な課題があるため、それらを十分に把握、検討の上決定する。

ニ　ニホンジカ侵入防止対策

土壌侵食を防止し、植生が回復した場合、依然としてその場所のニホンジカの生息密度が高い場合には、ニホンジカによる採食を防ぐため、防鹿柵やグレーチング（金属メッシュ板）の設置等を検討する。

ⅱ　メンテナンスの実施

ネットやマット、シート等の施工後には凍結融解作用の影響や、強風、豪雨、吹雪等の高山・亜高山帯の厳しい環境によって、ネットが緩んだり、損傷することから定期的なメンテナンスを行う。

土留めに関しても、設置した木材や岩石の損傷が生じる可能性があることから、定期的なメンテナンスを行う。

防鹿柵設置やグレーチングを設置した場合も、定期的な点検を実施し、必要に応じてメンテナンスを行う。

ⅲ　モニタリングの実施

ネット等の施工、土留め、植物の移植、ニホンジカの侵入防止等、実施したそれぞれの対策の効果についてのモニタリングを定期的に行う。

（4）生態系の維持回復に必要な動植物の保護増殖

ⅰ　考え方

対象種は、生息域内での種の存続の困難さと、移植先や生息域外での存続・繁殖の可能性等に鑑み、専門家の指導・協力を得て選定する。移植や生息域外保全は個体・種子の人為的移動を伴い、また多くの高山植物はその生態が明らかではなく、移植先や生息域外での生育に耐えうるかも判明していない種がほとんどと考えられるため、実施後の影響を考慮して慎重な対応が必要である。

対象種を選定後、その種の状況に応じて移植または生息域外保全のいずれか、場合によっては両者の実施を検討する。生息域外へ持ち出し、人為的な管理下におく場合には、ニホンジカの採食による種の絶滅を回避するため一部の個体・種子を域外に持ち出すことと、将来ニホンジカの過大な影響が排除された場合やニホンジカの影響を受けない防鹿柵内への植え戻し（野生復帰）の両面を考える必要がある。植え戻しにあたっては、植え戻す先での遺伝的多様性の攪乱、個体群的特性の攪乱の可能性についても検討する必要がある。

ⅱ　方法

イ　移植

移植元となる個体・種子の採集場所を選定し、どのような生育段階、時期での採集が適当かを検討する。採集場所は、複数の個体の採集または複数の個体からの種子採取が可能な場所を選定し、移植個体群の遺伝的多様性を確保する。同時に、個体・種子の持ち出しの対象となった個体群の個体数の減少や遺伝的多様性の攪乱等の、受け

得る悪影響を最小限にとどめるよう配慮する。

移植先についても、対象種の生育に適した環境であるかを検討し選定する。また、どのような生育段階、時期での移植が適当かを検討した上で移植を実施する。さらに、移植先での遺伝的多様性の攪乱、個体群的特性の攪乱を起こさないような配慮が必要である。

ただし、生育地が壊滅的な打撃を受け、もはや個体群存続の可能性が極めて低いと考えられる場合はこの限りではなく、緊急避難的に防鹿柵内等に移植することも考えられる。

ロ　生息域外保全

まず、生息域内から持ち出した個体・種子を管理し、栽培・増殖を図る施設を決定する必要がある。生息域外保全を実施するにあたっては、専門技術者の下、長期的な視点を持って管理する体制を構築することが重要である。事前に、持ち出す個体・種子数や増殖の目標個体数を検討した上で、系統の保存や将来の植え戻し（野生復帰）のための個体の栽培・増殖を行う必要がある。その際、生態的に明らかとなっていない事柄を解明するように情報の蓄積にも努める。例えば開花や結実の条件、結実数、種子の発芽率等の情報が得られることは、累代繁殖や将来の植え戻し、生息域内での保全においても有益である。

持ち出す個体・種子の採集場所を選定し、どのような生育段階、時期での採集が適当かを検討する。採集場所は、複数の個体の採集または複数の個体からの種子採取が可能な場所を選定し、生息域外に持ち出す個体群の遺伝的多様性を確保する。同時に、生育地に残される個体群の個体数の減少や遺伝的多様性の攪乱等の、受け得る悪影響を最小限にとどめるよう配慮する。

植え戻し（野生復帰）に際しても、対象種の生育に適した環境であるかを検討し、植え戻し先を選定する。また、どのような生育段階、時期での植え戻しが適当かを検討する。さらに、植え戻す先での遺伝的多様性の攪乱、個体群的特性の攪乱を起こさないような配慮が必要である。また、人為管理下で感染するウイルス、寄生生物や外来生物の非意図的導入とならないようにすること、近縁種や地域個体群間との交雑が生じないことにも配慮する必要がある。

ただし、生育地が壊滅的な打撃を受け、もはや個体群存続の可能性が極めて低いと考えられる場合はこの限りではなく、緊急避難的に生息域外へ持ち出すことも考えられる。

上記の生息域外保全のほか、種子を長期的に保存するという、植物の生活史を利用した方法が考えられる。種子保存は、有用な作物や希少植物の一部で既に行われており、必要に応じて絶滅に瀕する固有種や希少種の種子保存の可能性について検討する。

南アルプス国立公園ニホンジカ対策方針（別紙）

ハ　モニタリングの実施

a　移植

移植の効果や持ち出しの対象となった現地の個体群・生育環境への影響についてのモニタリングを定期的に行う。

b　生息域外保全

持ち出した個体の生育・増殖の状況の把握及び監視を行う。また、植え戻し（野生復帰）による効果や域外への持ち出しの対象となった現地の個体群・生育環境への影響についてのモニタリングを定期的に行う。

7

南アルプス食害対策協議会規約

南アルプス食害対策協議会規約

（目的）

第１条　この協議会は、南アルプス周辺区域における、ニホンジカ等による被害対策を相互に連携協力し、適確かつ効率的に行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この協議会は、南アルプス食害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（構成）

第３条　協議会は、別表第１に掲げる機関をもって構成する。

（事業）

第４条　協議会は、次に掲げる事業を推進する。

（１）南アルプス周辺区域における被害の情報収集に関すること。

（２）南アルプス周辺区域における調査、分析及び有効的な被害対策の指導、助言に関すること。

（３）南アルプス周辺区域の被害の広域的な対策に関すること。

（４）南アルプス周辺区域の被害対策の情報発信に関すること。

（５）構成機関の連絡調整に関すること。

（６）その他南アルプス周辺区域の被害対策に必要な事項

（組織）

第５条　協議会は、構成機関の長をもって組織する。

（役員）

第６条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　　１人

（２）副会長　２人

２　役員は、構成機関の長の互選によりこれを定める。

３　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

（幹事会）

第８条　協議会の事務を効率的に推進していくため幹事会を置く。

２　幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）協議会から付された事項に関すること。

（２）その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

３　幹事会は、構成機関の担当部課長等をもって組織する。

４　幹事会に、幹事長、副幹事長及び監事２名を置き、会長が指名した者をもって充てる。

５　幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

６　監事は、本会の会計を監査する。

（事務局）

第９条　協議会の庶務を処理するため、事務局を会長の属する機関の担当課に置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第１０条　協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

２　前項第１号に規定する関係機関の負担金の額は、協議会の予算において定める。ただし、構成機関の変更等があった場合の負担割合の変更については、協議の上決定する。

（会計年度）

第１１条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（補則）

第１２条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成１９年９月６日から施行する。

２　この規約の施行後に最初に選任される役員の任期は、第６条第３項の規定にかかわらず、施行日から平成２１年３月３１日までとする。

３　この規約は、平成２０年６月２４日から施行する。

別表第１（第３条関係）

構成機関
南信森林管理署
信州大学農学部
長野県環境部自然保護課
長野県林務部鳥獣対策・ジビエ振興室
諏訪地方事務所
上伊那地方事務所
下伊那地方事務所
飯田市
伊那市
富士見町
大鹿村

南アルプス食害対策協議会事務局規程

南アルプス食害対策協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、南アルプス食害対策協議会規約第９条第２項の規定に基づき、南アルプス食害対策協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）協議会の会議に関すること。

（２）協議会の事業に関すること。

（３）その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織）

第３条　事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

２　事務局長及び事務局員は、会長が属する機関の職員のうちから、会長が指名する。

（職員の責務）

第４条　事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

２　事務局員は、事務局長の命を受け、分担事務を掌理する。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１９年９月６日から施行する。

南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク規約

南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク　規約

（名称）

第１条　この会は、南アルプス高山植物保護ボランティアネットワーク（以下「本会」という。）という。

（目的）

第２条　本会は、南アルプスにおける高山植物の効率的かつ永続的な保護対策を推進するためボランティア活動を行う　とともに、会員相互の連絡及び交流を図ることを目的とする。

（活動）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 利用者指導及び高山植物保護思想の普及啓発活動

(2) 自然環境の調査

(3) 美化清掃活動及び植生保護施設の設置及び修繕

(4) 会員の資質向上のための研修会等の開催

(5) その他前条の目的を達成するために必要な活動

（活動年度）

第４条　本会の活動年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（活動計画）

第５条　第３条の活動が円滑に行えるように、年間活動計画を定める。

（会員）

第６条　本会の会員は、別紙に掲げる団体とする。

（入会）

第７条　本会に入会しようとする団体は、南アルプスの実情に精通し、高山植物保護対策を推進することができる団体でなければならない。

２　本会に入会しようとする団体は、入会申込書を会長に提出し、本会の承認を受けなければならない。

（退会）

第８条　会員は退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

２　会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

（役員の定数と職務）

第９条　本会に、次の役員等を置く。
(1) 会　　長　　１名
副会長　　１名
理　　事　　若干名
監　　事　　１名
事務局長　　１名
(2) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
(3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(4) 理事は、会の運営にあたる。
(5) 監事は、会計及び会務の状況を監査する。
(6) 事務局長は、会の事務処理及び会計を統括する。
（選任）
第 10 条　理事、監事は総会において選出する。会長、副会長は理事の互選による。
２　事務局長は、会長が指名する。
（任期）
第 11 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
(1) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会議）
第 12 条　会議は、総会及び理事会とする。
２　会議は会長が召集し、議長は会長があたる。
３　総会は、必要により開催する。
(1) 事業報告及び決算報告
(2) 事業計画及び収支予算
(3) 会則の改廃
(4) その他、会長が必要と認める事項
４　総会の議事は、出席者の過半数の同意により決するものとする。
５　理事会は、必要により開催し、会の運営上必要な事項を協議する。
（他の団体との協力）
第 13 条　本会は、他のボランティア団体等と協力して活動を行うように努める。
（活動経費）
第 14 条　活動に要する経費は、原則として会員の負担とする。
２　活動に必要な物品、資材等は、ボランティア活動支援事業をもって調達するように努める。
（事務局）
第 15 条　本会の事務局を会長の所属団体に置く。
（細則）
第 16 条　本会の運営その他必要な事項は、この規約に定めるもののほか、会長が定める。

附　則
１　この規約は、平成 14 年７月１日から施行する。
２　第４条の規定にかかわらず、平成 14 年度の活動年度は、平成 14 年７月１日から平成 15 年３月 31 日までとする。
３　この規約は、平成 18 年５月 19 日から施行する。
４　この規約は、平成 19 年６月９日から施行する。

国内希少野生動植物種一覧表

国内希少野生動植物種一覧表

平成25年６月現在（全89種）

＊鳥類（37種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
がんかも科	シジュウカラガン	平成５年		
うみすずめ科	エトピリカ	〃		○（平成13年）
	ウミガラス	〃		○（平成13年）
しぎ科	アマミヤマシギ	〃		○（平成11年）
	カラフトアオアシシギ	〃		
こうのとり科	コウノトリ	〃		
とき科	トキ	〃		○（平成５年）※平成16年改定
はと科	キンバト	〃		
	アカガシラカラスバト	〃		○（平成18年）
	ヨナクニカラスバト	〃		
わしたか科	オオタカ	〃		
	イヌワシ	〃		○（平成８年）
	オガサワラノスリ	〃		
	オジロワシ	〃		○（平成17年）
	オオワシ	〃		○（平成17年）
	カンムリワシ	〃		
	クマタカ	〃		
はやぶさ科	シマハヤブサ	〃		
	ハヤブサ	〃		
きじ科	ライチョウ	〃		○（平成24年）
つる科	タンチョウ	〃		○（平成５年）
くいな科	ヤンバルクイナ	〃		○（平成16年）
あとり科	オガサワラカワラヒワ	〃		
みつすい科	ハハジマメグロ	〃		
ひたき科	アカヒゲ	〃		
	ホントウアカヒゲ	〃		
	ウスアカヒゲ	〃		
	オオトラツグミ	〃		○（平成11年）
	オオセッカ	〃		
やいろちょう科	ヤイロチョウ	〃		
う科	チシマウガラス	〃		
きつつき科	オーストンオオアカゲラ	〃		
	ミユビゲラ	〃		
	ノグチゲラ	〃		○（平成10年）
あほうどり科	アホウドリ	〃		○（平成５年）※平成18年改定
ふくろう科	ワシミミズク	平成９年		
	シマフクロウ	平成５年		○（平成５年）

＊哺乳類（５種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
ねこ科	ツシマヤマネコ	平成６年		○（平成７年）
	イリオモテヤマネコ	〃		○（平成７年）
おおこうもり科	ダイトウオオコウモリ	平成16年		
	オガサワラオオコウモリ	平成21年		○（平成22年）
うさぎ科	アマミノクロウサギ	平成16年		○（平成16年）

＊爬虫類（１種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
へび科	キクザトサワヘビ	平成７年		

＊両生類（１種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
さんしょううお科	アベサンショウウオ	平成７年		○（平成８年）

＊魚類（４種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
どじょう科	アユモドキ	平成16年		○（平成16年）
こい科	イタセンパラ	平成７年		○（平成８年）
	スイゲンゼニタナゴ	平成14年		○（平成16年）
	ミヤコタナゴ	平成６年		○（平成７年）

＊昆虫類（15種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
はんみょう科	オガサワラハンミョウ	平成20年		○（平成21年）
げんごろう科	ヤシャゲンゴロウ	平成８年		○（平成17年）
	マルコガタノゲンゴロウ	平成23年		
	フチトリゲンゴロウ	〃		
	シャープゲンゴロウモドキ	〃		
くわがたむし科	ヨナグニマルバネクワガタ	平成23年		
こがねむし科	ヤンバルテナガコガネ	平成８年		○（平成９年）
せみ科	イシガキニイニイ	平成14年		
しじみちょう科	オガサワラシジミ	平成20年		○（平成21年）
	ゴイシツバメシジミ	平成８年		○（平成９年）
たてはちょう科	ヒョウモンモドキ	平成23年		
えぞとんぼ科	オガサワラトンボ	平成20年		○（平成21年）
あおいととんぼ科	オガサワラアオイトトンボ	〃		○（平成21年）
はなだかとんぼ科	ハナダカトンボ	〃		○（平成21年）
とんぼ科	ベッコウトンボ	平成６年		○（平成８年）

＊植物（26種、うち特定国内希少野生動植物種７種）

科名	種名	指定年	特定国内希少野生動植物種(指定年)	保護増殖事業計画(策定年)
ちゃせんしだ科	ヒメタニワタリ	平成20年		○（平成21年）
きく科	コヘラナレン	〃		○（平成21年）
おしだ科	アマミデンダ	平成11年	○（平成11年）	
つつじ科	ムニンツツジ	平成16年		○（平成16年）
	ウラジロヒカゲツツジ	平成24年		
	ヤドリコケモモ	平成11年		
しそ科	シマカコソウ	平成20年		○（平成21年）
のぼたん科	ムニンノボタン	平成16年		○（平成16年）
すいれん科	シモツケコウホネ	平成24年		
らん科	アサヒエビネ	平成16年		○（平成16年）
	ホシツルラン	〃		○（平成16年）
	チョウセンキバナアツモリソウ	平成14年		○（平成16年）
	ホテイアツモリ	平成９年	○（平成９年）	
	レブンアツモリソウ	平成６年	○（平成６年）	○（平成８年）
	アツモリソウ	平成９年	○（平成９年）	
	オキナワセッコク	平成14年	○（平成20年）	
	コゴメキノエラン	平成11年		
	シマホザキラン	平成16年		○（平成16年）
	クニガミトンボソウ	平成14年		
こしょう科	タイヨウフウトウカズラ	平成16年		○（平成16年）
とべら科	コバトベラ	〃		○（平成16年）
はなしのぶ科	ハナシノブ	平成７年	○（平成７年）	○（平成８年）
さくらそう科	カッコソウ	平成24年		
きんぽうげ科	キタダケソウ	平成６年	○（平成６年）	○（平成７年）
はいのき科	ウチダシクロキ	平成20年		○（平成21年）
くまつづら科	ウラジロコムラサキ	平成16年		○（平成16年）